

諮問第11号

兵庫県医療審議会

兵庫県保健医療計画の変更について（諮問）

兵庫県保健医療計画（平成25年4月1日兵庫県告示第545号）に定める下記事項について、貴審議会の御意見を賜りたく、医療法第30条の4第14項の規定により諮問します。

記

- 1 地域医療構想に関する事項（医療法第30条の4第2項第7号）
- 2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項（医療法第30条の4第2項第8号）

平成27年4月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

